

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成26年3月3日
【会社名】	株式会社ソフトフロント
【英訳名】	Softfront
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 克彦
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北9条西15丁目28番地196
【電話番号】	代表 011(623)1001
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部部長 高野 誠一
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区北9条西15丁目28番地196
【電話番号】	代表 011(623)1001
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部部長 高野 誠一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 5,178,336円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 355,477,536円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ソフトフロント東京本社 (東京都港区赤坂四丁目2番19号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第8回新株予約権証券）】

（1）【募集の条件】

発行数	1,002個（新株予約権1個につき20株）
発行価額の総額	5,178,336円
発行価格	新株予約権1個につき5,168円（新株予約権の目的である株式1株当たり258.4円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年3月20日（木）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ソフトフロント 管理部 東京都港区赤坂四丁目2番19号
払込期日	平成26年3月24日（月）
割当日	平成26年3月24日（月）
払込取扱場所	株式会社北海道銀行 札幌駅前支店

（注）1．第8回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成26年3月3日（月）開催の当社取締役会決議によるものであります。

- 2．本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われませんこととなります。
- 3．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものいたします。
- 4．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ソフトフロント 普通株式(社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となる。) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株制度は採用していない。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、20株(以下「対象株式数」という。)とする。</p> <p>2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式20,040株とする。ただし、本新株予約権の割当日後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項「行使価額の調整」に従い行使価額の調整を行った場合、次の算式により対象株式数を調整する。</p> $\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 調整後対象株式数は、当該調整事由に係る同項による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。</p> <p>3. 本欄第2項に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>4. 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、17,480円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$ <p>調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。</p> <p>(2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式もしくは取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の取得、転換又は行使による場合、及び合併、株式交換、株式移転又は株式分割に伴って交付される場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、当社普通株式の無償割当について株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得条項付株式もしくは取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、取得、転換は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該承認があったときは、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って決定する数の当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

	<p>(4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(5) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(3)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>355,477,536円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成26年3月25日から平成28年3月24日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ソフトフロント 管理部 東京都港区赤坂四丁目2番19号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社北海道銀行 札幌駅前支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき5,168円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p>

	<p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

4. 総数引受契約におけるファーストリフューザル条項

当社は、本有価証券届出書の効力発生後、本新株予約権の割当予定先であるOakキャピタル株式会社との間で以下の内容を含む総数引受契約を締結いたします。

(ファーストリフューザル)

当社が株式又は新株予約権（但し、当社の役員及び従業員に対するインセンティブを付与する目的のものを除く。）による資金調達を行う場合には、Oakキャピタル株式会社において、所定の手続に従い、その引受の優先権を有するものとする。なお、Oakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権が存在しなくなった時点又は本新株予約権の行使期間が満了した時点のいずれか早い時点で、かかる優先権は消滅するものとする。

5. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、「第四部 組込情報」の四半期報告書（第17期第3四半期）の「第一部 企業情報 第4 経理の状況 注記事項（重要な後発事象）」に記載したとおり、基準日：平成26年3月31日、効力発生日：平成26年4月1日として、株式数1株につき100株の割合をもって株式分割を実施するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。本株式分割に伴い、本新株予約権については、前記「新株予約権の目的となる株式の数」欄及び「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って、本新株予約権の行使価額及び対象株式数の調整が発生いたします。

6. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
355,477,536	3,000,000	352,477,536

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(5,178,336円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(350,299,200円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、以下のとおりであります。

(新株予約権公正価値算定費用) 1,000,000円

(弁護士報酬) 200,000円

(登記費用等) 1,800,000円

4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

この度の資金調達を行うことを決定した背景は、当社が持つ技術的な優位性を最大限活かすため、「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第16期事業年度)「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (5) 経営戦略の現状と見通し」に記載のとおり、平成25年5月10日付で策定した「中期経営計画」に基づいて展開する「3つの事業領域」(既存事業をベースに成長、アジアマーケットを新規市場として捉える、新たな成長基盤としてサービス事業に取り組む)のそれぞれにおいて、事業開発及び研究開発の両面から加速的に推進させることにあります。

また、過去のファイナンスや共同事業構築の実績など、Oakキャピタル株式会社が持つネットワークや企業価値向上に向けた施策実績及び様々な経験を、「中期経営計画」達成に向け当社の戦略に活かしてまいります。

当該「中期経営計画」は、次のURLからご覧頂くことができます。

(当社ホームページ)

http://www.softfront.co.jp/about_us/business.html

中期経営計画の進捗状況といたしましては、既存事業につきましては、当社のIP電話やテレビ電話関連の先進技術を用いた事業を中心として増収(当第3四半期累計期間の売上高は前年同期に比べて44,363千円増加(前年同期比13.3%増))となっており、ユーザ需要を満足する新たな機能の開発、スマートフォンやタブレットなど新しい端末への対応などに対処し、収益化を更に推進することにより、今後業績が拡大していくものと判断しております。海外事業につきましては、平成25年8月8日にベトナムに現地法人を設立し、順調に進捗しており、今後グループ全体でのコスト削減を含めて収益拡大に大きく寄与すると見込んでおります。サービス事業につきましては、これまでクラウド型インターネットサービス分野においては順調にソフトウェア開発が進むなど事業開発・研究開発が進んでおり、今後の収益化が期待され、また、統合型付加価値サービス分野においては初期検討を進めている段階であります。今後、更なる収益拡大に向けて、クラウド型インターネットサービス分野の事業規模の拡大並びに統合型付加価値サービス分野の本格的立ち上げ及び事業規模の拡大が必要であると判断しております。

3つの事業領域のうち、新たな成長基盤として取り組むサービス事業領域及び海外事業領域においては、必要となる事業開発及び研究開発から収益化に至るまでの間、一定の先行投資が生じるため、当社が平成25年7月5日付で提出した新株式の募集に係る有価証券届出書及び第7回新株予約権証券の募集に係る有価証券届出書、並びに同日付で発表した「第三者割当により発行される株式及び第7回新株予約権の募集に関するお知らせ」に記載したとおり、資金調達を実施しております。調達した資金の充当状況は次のとおりであります。

資金調達額	具体的な使途	金額	支出時期
第三者割当による新株式の発行により調達した資金の差引手取額 98百万円	（サービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野での事業開発） クラウド型インターネットサービス仕様の企画のための人件費や外部に委託するマーケティング費用	36百万円	平成25年7月～平成26年2月
	（サービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野での研究開発） クラウド型インターネットサービスを実現する上で必要となる自社ソフトウェア製品の開発のための人件費や一部のソフトウェア開発を外部委託する外注加工費	32百万円	平成25年7月～平成26年2月
	（海外事業領域におけるベトナム現地法人の初期段階での基本的な事業開発） ベトナム子会社のオフィス設立費用、人件費、地代家賃、ソフトウェア開発機材などの費用	27百万円	平成25年7月～平成26年2月
	（海外事業領域におけるベトナム現地法人の初期段階での基本的な研究開発） ベトナム市場向けの自社製品の開発のための人件費	3百万円	平成25年7月～平成26年2月
第三者割当による第7回新株予約権の発行により調達した資金の差引手取額 200百万円	調達した資金は未充当であります。	-	-

第三者割当による新株式の発行で調達した98百万円につきましては、当初想定した資金使途のとおり、「サービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野での事業開発・研究開発資金」及び「海外事業領域におけるベトナム現地法人の初期段階での基本的な事業開発・研究開発資金」に順調に全てを充当いたしました。

第三者割当による第7回新株予約権の発行で調達した200百万円（平成26年2月4日を以って、第7回新株予約権は全ての行使が完了しております。）の内、150百万円につきましては、当初は「サービス事業領域における統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発資金」に充当することを想定していたものの、次のとおり、既存事業領域の運転資金に使途を変更することといたしました。

既存事業領域につきましては、当社のIP電話やテレビ電話関連の先進技術を用いて、通信事業者などに対してソフトウェア製品及びソフトウェア受託開発を提供しており、当社の大きな収益の柱であります。今後も既存事業は更に売上を拡大させ、大きく伸ばしていく必要があり、そのためにはユーザ需要を満足する新たな機能の開発、スマートフォンやタブレットなど新しい端末への対応などを継続的に行う必要があります。また、既存事業においては、お客様から受注し、長期間に渡って請負開発を行なうソフトウェア受託開発があり、案件の開始から代金の回収に至るまで一定の期間を要するため、十分に運転資金を確保した状態で対応する必要があります。

平成26年3月期における既存事業領域の運転資金といたしましては、期首段階で約200百万円を保有しておりましたが、前述のとおり、ユーザ需要を満足する新たな機能の開発、スマートフォンやタブレットなど新しい端末への対応などの先行的な開発が必要となったため、現時点においては約100百万円となっております。

今般、既存事業の最新状況に基づき検討した結果、先進技術分野を手がける既存事業の更なる売上拡大を迅速に行うためには、引き続き積極的に営業活動及びユーザ需要を満足する新たな機能の開発、スマートフォンやタブレットなど新しい端末への対応などの先行的なソフトウェア開発を行なう必要があり、また、既存事業の案件の開始から代金の回収に至るまで一定の期間を要することを踏まえると一定量の現預金を確保した上で安定的にビジネスを進める必要があるため、既存事業において、新たに150百万円の運転資金（営業活動に係る販売費及び一般管理費（人件費、支払手数料など）及びソフトウェア開発費用（人件費、一部のソフトウェア開発を外部委託する外注加工費など））を確保することが急務であると判断いたしました。なお、当該運転資金の額につきましては、当社がIP電話やテレビ電話などの先進技術分野を扱っていて、まだ立ち上げ段階の初期市場にあること、ソフトウェア開発の受託開発の割合も高く、発注元の状況にも依存することなどから、現状まだ受注の予想が立てにくい状況にあり、そうした中で全体計画として、まず年間の受注見込みと費用の支払額を設定し、年度末で未回収となる売掛金の規模等を想定することにより、年間レベルでの資金計画を作成した上で決定しております。本資金計画においては、お客様から大規模プロジェクトを受注した場合の案件の開始から代金の回収に至るまでの期間の長期化

や、先進技術を用いたソフトウェアの先行開発を進める中での先行投資の回収期間の長期化に備えることも、十分に加味して検討しております。

一方、前回の資金調達の資金使途の1つであるサービス事業領域における統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発につきましては、第三者割当による第7回新株予約権の発行により調達した資金200百万円の一部(150百万円)を充当して実施する予定でありましたが、現時点において資金を要しない形で初期検討を行っている段階にあり、150百万円は未充当の状況であります。今般、サービス事業領域の事業計画を再検討した結果、統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発の事業をより大きな収益の柱に成長させるため、事業開発・研究開発の規模を拡大して実施することとし、そのためには352百万円の資金が必要と判断しております。なお、当該事業開発・研究開発につきましては、事業規模の拡大を想定しているものの、前回の資金調達時と同様に最新時点の需要の優先度に応じて段階的に実施でき、柔軟に見直すことができるものであるという性格は変わっておりません。

前記のとおり、第三者割当による第7回新株予約権の発行により調達した資金200百万円の内、元々の統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発のための資金150百万円が充当されていない状況と新たに見直した統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発のための資金は引き続き段階的な調達で対応可能である状況を踏まえ、既存事業領域を拡大し、かつ安定的に進めるための運転資金の確保の優先度が高いと判断し、上記未充当の資金150百万円の使途を既存事業領域の運転資金に変更して有効活用するのが現時点では最善であると判断いたしました。なお、当該運転資金150百万円につきましては、平成26年3月から平成27年3月にかけて、その時点でユーザ需要を満足するためのソフトウェア開発を適宜実施することとし、適宜充当してまいります。また、既存事業においては、平成27年3月期において、キャッシュ・フローが増加することを見込んでいるため、現時点において運転資金に係る更なる資金調達は不要であると判断しております。

残る50百万円につきましては、当初想定した資金使途である「海外事業領域におけるベトナム現地法人の拡充のための事業開発・研究開発資金」に今後、予定どおり充当してまいります。

前記の中期経営計画の進捗状況を踏まえて検討した結果、当社のIP電話やテレビ電話関連の先進技術を用いた既存事業の収益化の更なる推進に加え、サービス事業をより早期に確立し、より大きな収益の柱に成長させることが当社の企業価値の向上につながっていくと判断いたしました。具体的には、現在、パートナーとの間で進めているサービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野を拡大し、新たに別のパートナーとの間でサービス内容や機能の増加が見込まれる別案件の事業開発・研究開発を進めるとともに、初期検討段階にあるサービス事業領域における統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発を、初期検討の結果を踏まえ、より多種多様なユーザ需要を満足させることができるように、対象とする通信サービス・技術・端末の種類などの追加も含めて開発するサービス内容や機能を増加することとし、その事業規模を拡大して実施することといたします。

これらのサービス事業が収益化に至るまでには、一定の先行投資が必要となることから、資金を確保する目的で下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載のとおり、第三者割当による新株式(以下、「別件新株式」という。)及び本新株予約権の募集を行うことといたしました。新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、新株式の発行により当社の当面の資金需要に対処するとともに、新株予約権の発行により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。また、新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点でも優位性があると判断しております。なお、成長するサービス事業領域における事業開発・研究開発は多岐に渡るため、パートナーとの案件数が増えれば、更なる資金調達が必要となる可能性はありますが、現時点においては、更なる資金調達を必要とする具体的な計画はございません。

本新株予約権による資金調達につきましては、平成26年3月25日から平成28年3月24日までの権利行使期間中に、権利行使に伴う払込み後、次のとおり、サービス事業領域における統合型付加価値サービス分野(様々な通信サービス・技術を統合し、付加価値を加えた上でエンドユーザにサービスを提供するような形態のサービス分野)での事業開発・研究開発資金に充当する予定であります。

サービス事業領域における統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発につきましては、平成25年7月23日付の第三者割当による第7回新株予約権の発行により調達した資金の一部(150百万円)を充当して実施する予定でありましたが、資金を要しない形で初期検討を行っております。今般、当該事業をより大きな収益の柱に成長させるため、初期検討の結果を踏まえ、より多種多様なユーザ需要を満足させることができるように、対象とする通信サービス・技術・端末の種類などの追加も含めて開発するサービス内容や機能を増加することとし、事業開発・研究開発の規模を拡大して実施するために、352百万円の資金調達が必要と判断いたしました。

なお、現時点において一定量のサービス内容や機能の開発を想定しているものの、本新株予約権は、その性質上、段階的に行使が進んだり、行使価額が市場株価を上回っている状況においては、行使が進まない状況になったりすることが想定され、本新株予約権と合わせて発行する別件新株式で調達する資金の使途に比べて、本新株予約権で調達する資金の使途は、最新時点の需要の優先度に応じて段階的に実施でき、柔軟に見直すことができる事業開発及び研究開発に充当することを想定しております。また、行使が進まない状況が継続し、資金需要に沿った調

達が困難になる可能性があります。その場合には事業開発・研究開発計画の見直しに加えて、別途資金調達の検討を進めていく所存であります。また、実際の支出時期より前に資金が確保できた場合、調達された資金は銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
サービス事業領域における統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発資金	352百万円	平成26年4月～平成28年3月

(注) サービス事業領域における通信サービス・技術を統合した形で提供する統合型付加価値サービス分野でのサービス展開を検討しているパートナーとの協業案件での事業開発・研究開発に充てたいします。事業開発及び研究開発の内容は次のとおりであります。

事業開発：統合型付加価値サービス分野でのサービス展開を検討しているパートナーとの協業において、当社自体が行う統合型付加価値サービス仕様の企画やマーケティングなどであり。サービス仕様の企画を行う人件費や外部に委託するマーケティング費用などで102百万円の資金を想定しております。

研究開発：統合型付加価値サービスを実現する上で必要となる自社のソフトウェア製品の開発を行うものであり、当該パートナーが本ソフトウェア製品を活用してサービスの提供を行うことを想定しております。ソフトウェア製品の開発のための人件費や一部のソフトウェア開発を外部委託する外注加工費などで250百万円の資金を想定しております。

なお、統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発では、現時点における今後のユーザ需要の予測に基づき、一定量のサービス内容や機能を開発することを前提にその開発規模を想定しておりますが、別件新株式の発行で調達する資金に係るクラウド型インターネットサービス分野での事業開発・研究開発の案件に比べて、開発するサービス内容や機能が対象とする通信サービス・技術・端末の種類や組合せに応じて多岐に渡り、またソフトウェア構造をより細分化できるため、本新株予約権の行使による資金調達状況に応じて段階的に実施でき、柔軟に見直すことができる事業開発及び研究開発を想定しております。また、行使が進まない状況の場合は、前記のとおり対応してまいります。

また、別件新株式の発行による資金調達につきましては、次のとおり、サービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野(ネットワーク上でエンドユーザのデータを保管し、エンドユーザに対してサービスを提供するような形態のサービス分野)での事業開発・研究開発資金に充当する予定であります。

なお、調達された資金は銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

具体的な資金用途	金額	支出予定時期
サービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野での事業開発・研究開発資金	148百万円	平成26年4月～平成27年3月

(注) サービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野でのサービス展開を検討しているパートナー(分野が異なるため、統合型付加価値サービス分野でのパートナーとは異なることが想定されます。)との協業案件での事業開発・研究開発に充当いたします。なお、本クラウド型インターネットサービス分野の案件につきましては、平成25年7月23日付の第三者割当による新株式の発行で調達した資金を充当したクラウド型インターネットサービス分野のパートナーとの案件とは異なるパートナーとの別の案件で、サービス内容や機能の増加が見込まれる案件であります。事業開発及び研究開発の内容は次のとおりであります。

事業開発：クラウド型インターネットサービス分野でのサービス展開を検討しているパートナーとの協業において、当社自体が行うクラウド型インターネットサービス仕様の企画やマーケティングなどでありませす。サービス仕様の企画を行う人件費や外部に委託するマーケティング費用などで48百万円の資金を想定しております。

研究開発：クラウド型インターネットサービスを実現する上で必要となる自社のソフトウェア製品の開発を行うものであり、当該パートナーが、本ソフトウェア製品を活用したサービスの提供を行うことを想定しております。ソフトウェア製品の開発のための人件費や一部のソフトウェア開発を外部委託する外注加工費などで100百万円の資金を想定しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、平成26年3月3日開催の当社取締役会において、本新株予約権の発行とともに、新株式の発行を決議しております。

新株式の発行の概要は以下のとおりであります。

- (1) 株式の種類：普通株式
- (2) 発行数：10,388株
- (3) 発行価額の総額：150,002,720円
- (4) 発行価格：1株につき14,440円
- (5) 募集の方法：第三者割当
- (6) 割当予定先：Oakキャピタル株式会社
- (7) 申込期間：平成26年3月20日
- (8) 払込期日：平成26年3月24日

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	Oakキャピタル株式会社		
	本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号		
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第152期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)	平成25年6月25日提出	
		四半期報告書 第153期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)	平成25年8月8日提出	
		四半期報告書 第153期第2四半期(自平成25年7月1日至平成25年9月30日)	平成25年11月7日提出	
四半期報告書 第153期第3四半期(自平成25年10月1日至平成25年12月31日)		平成26年2月7日提出		
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	割当予定先は、当社株式を5,160株(当社の総議決権の数に対する割合4.47%)所有する株主であります。(注) なお、当社の関連会社であるデジタルポスト株式会社に対して、割当予定先は純投資の目的で出資(出資比率:33.71%)を行っております。		
	人事関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。 当社の関連会社であるデジタルポスト株式会社において、当社と割当予定先はそれぞれ役員の兼任があります。		
	資金関係	該当事項はありません。		
	技術関係	該当事項はありません。		
	取引関係	当社は割当予定先に対し、当社の事業拡大のための資本政策、経営戦略、財務戦略、成長戦略、新規事業等に関するアドバイザリー業務を平成25年7月5日付で委託(契約金額:5百万円、契約期間:平成25年7月5日から3か月間)しました。なお、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		

(注) Oakキャピタル株式会社が平成26年1月10日付で提出した変更報告書に記載の保有株券の数に基づき、記載しております。なお、当社の総議決権の数に対する割合は、平成26年2月28日現在の発行済株式総数(115,489株)を勘案し、小数点第3位以下を四捨五入して算出しております。

c. 割当予定先の選定理由

前記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、当社は平成25年5月10日付で策定した新たな「中期経営計画」に基づく新たな成長基盤として取り組むサービス事業の領域において、収益化するまでに一定の先行投資が生じるため、資金調達を行うことといたしました。

かかる判断のもとで、当社の事業概要及び事業戦略を理解した上で当該資金調達に賛同頂ける割当先を選定するに際し、当社は平成26年1月より、平成25年7月23日付で発行した新株式及び第7回新株予約権の割当先であり、かつ当社の関連会社であるデジタルポスト株式会社の筆頭株主(出資比率:33.71%)でもあるOakキャピタル株式会社に加えて、証券会社等からの紹介先等を含む複数の候補先と度重なる協議を行いました。その結果、平成25年7月23日付で発行した新株式及び第7回新株予約権で、Oakキャピタル株式会社は全額を確実に払い込んだ実績に加えて、平成23年9月5日「次世代向けデジタル郵便事業の開始のお知らせ」で開示した共同によるデジタルポスト事業の新規構築という具体的な成果や様々な企業との提携関係を有することなどから、Oakキャピタル株式会社の新たな事業を企画する企画提案力、複数企業の有する力を結集して新たな事業を創り出す事業創出能力及び顧客開拓能力が他社に比べて優れていて、当社がこれから新たに創出し、推進する事業においても顧客や事業提携先の紹介などで寄与することが今後も期待されると判断し、同社を割当先の有力候補として平成26年2月に選定いたしました。なお、当社は平成25年7月5日付で同社にアドバイザリー業務(資本政策、成長戦略等に関する提案等)を委託しており(契約期間:3か月)、同社より、当社の中期経営計画に沿った新規事業展開に有効な多数の助言を得ております。

O a k キャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っており、幅広い企業ネットワークを持っております。国内外での投資実績は豊富であり、かつ、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資を積極的に行っております。同社はファイナンスの引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。また、同社は平成24年4月より新興市場のIT企業向けに「ビジネスモデルの創出」と「成長シナリオの戦略」を立案し、着実な実績を上げております。

この度の割当先としての選定によって、当社が持つ技術力や事業規模が更に拡大することが、結果として当社の企業価値向上に貢献するものと考えております。別件新株式及び本新株予約権の割当てにより、当社の資金需要を充たすことが見込まれるとともに、同社を選定することにより、顧客や事業提携先の紹介など事業展開に有利であると判断し、最終的に平成26年3月3日開催の当社取締役会において、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、平成25年7月23日付で発行した新株式及び第7回新株予約権による資金調達で充当した事業開発・研究開発において、現時点では割当予定先の直接的な関与はありませんが、前述のアドバイザー業務委託の中で、多数の助言を受けております。また、今回の事業開発・研究開発への割当予定先の参画は未定であります。割当予定先の参画を含めて、事業開発・研究開発の内容につきましては、開示できる状況になりましたら、速やかに開示してまいります。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先であるO a k キャピタル株式会社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は20,040株であります。

e. 株券等の保有方針

割当予定先であるO a k キャピタル株式会社より、別件新株式及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の確認書を受領しております。

O a k キャピタル株式会社は、当社が平成25年7月23日付で第三者割当により発行した新株式及び第7回新株予約権の割当先であります。同社が当社に提出した第三者割当により割り当てられた株式の譲渡に関する報告書によると、同社は割当てを受けた新株式8,327株の全てを平成25年7月25日から平成25年12月2日にかけて順次売却しております。また、第7回新株予約権(目的となる株式の総数:15,160株)は平成26年2月4日を以って、全ての行使が完了しておりますが、同社が平成26年1月10日に提出した変更報告書によると、平成26年1月7日現在、同社がそれまでに行使により取得した株式15,100株につきましては、同社は5,160株を残して順次売却しております。なお、同社の詳細な株式の売却状況につきましては、同社が平成25年8月23日以降に提出した変更報告書をご参照願います。当社は、平成25年7月23日付で発行した新株式及び第7回新株予約権を同社に割当てる際に、今回の確認書と同様の内容を含む確認書を受領しておりますが、これまでの売却状況はかかる確認書の内容に沿った形での売却であると考えております。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、別件新株式及び本新株予約権に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨並びに必要となる資金も確保されている旨、及び本新株予約権の行使価額についても、実際に行使する場合に必要な資金の手配について特に支障はない旨を示す確認書を受領しております。これに加えて、当社は、割当予定先が平成26年2月7日に提出した平成26年3月期第3四半期に係る四半期報告書に記載された四半期連結財務諸表における現預金その他の流動資産の保有状況の確認、平成26年2月18日現在の同社の資金繰表の閲覧等により、同社が別件新株式の払込金額の総額、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に必要な資金の総額を保有していることを確認しております。

これらの確認に基づき、当社においてはOakキャピタル株式会社の資金の確保について、特段の問題はないものと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」欄において、「コンプライアンス行動規準」、「反社会勢力対応規程」に基づき、警察、顧問弁護士等との連携により、市民生活の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断する旨の記載があることを確認し、当該割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとされております。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額は、当社普通株式の株価（平成26年2月28日の終値）、権利行使価格（17,480円）、ボラティリティ（42.07%；平成25年1月から平成26年1月までの月次株価を利用し、年率換算して算出。）、リスクフリーレート（0.071%）、配当率（0.00%）等について一定の前提を置いて、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるブラックショールズ式及びモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町1丁目11番28号、代表者：代表取締役 能勢元）が算出した算定価格5,168円を踏まえ、割当予定先との協議・交渉の結果、本新株予約権1個当たりの発行価額を5,168円といたしました。なお、第三者機関からの算定結果につきましては、算定に係る前提条件及びその算定方法について、適正なものであることを確認しております。

また、本新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議・交渉の結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成26年2月28日の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値（15,200円）に対して、15.00%のプレミアムを加えた17,480円といたしました。なお、別件新株式の発行価額は、割当予定先との協議の結果、別件新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成26年2月28日の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値である15,200円に対してディスカウント率5.00%を適用し、14,440円といたしておりますが、別件新株式の発行価額の算定において、別件新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準として、ディスカウント率5.00%を適用した14,440円といたしましたのは、直近の株式市場全体の株価動向と当社株式の株価動向の相関関係及び当社株式の売買高の推移等を勘案し、当該終値が当社の最近の実態を反映している参考とされるべきところ、平成26年3月期第3四半期の決算発表を行った後の直近1か月間の終値平均との乖離も大きくないことから、当該終値がより適正な当社の株式価値を表しているものと判断したことによるものであり、また、割当予定先のディスカウントの要望に対して、割当予定先が一定期間株式を保有し続けることによる株価下落リスクなどを勘案し、協議・交渉を重ねた結果、当該要望を一定程度受け入れたためであります。なお、かかる発行価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。一方、本新株予約権の行使価額の算定において、プレミアムを加えたのは、一時に払込みのなされる別件新株式と異なり、本新株予約権の場合は、その性質上行使期間において段階的に行使されるものであるところ、割当予定先から当社の事業の成長性を高く評価しており、当社の事業拡大のための資金提供により当社の企業価値向上が図られることなどから、プレミアムを付することの提案があり、これを受け、当社は、当社株式の株価動向、当社の資金需要、既存株主の皆様と与える希薄化の影響が段階的となり得る点などを考慮した上で、割当予定先と協議・交渉した結果、プレミアム率を15.00%とすることで割当予定先と合意したためであります。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均14,366円に対するプレミアム率は21.67%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均19,022円に対するディスカウント率は8.11%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均16,169円に対するプレミアム率は8.11%となっております。

以上のことから、本新株予約権の発行価額及び行使価額については、適正かつ妥当な価額であり、本新株予約権の発行は有利発行には該当しないものと判断いたしました。この判断に基づいて、当社取締役会では、このたび調達する資金を事業開発・研究開発資金に充当し、事業開発・研究開発により事業の拡大を図るという今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名全員(いずれも社外監査役)から、本新株予約権の発行は、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。当該意見においては、本新株予約権の行使価額の算定方法は、時価を基準に割当予定先との協議の結果15.00%のプレミアムを付していることに加え、本新株予約権の発行価額の算定にあたり第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の本新株予約権の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているブラックショールズ式及びモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、第三者評価機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されるところ、当該評価額を踏まえて決定された発行価額による本新株予約権の発行は有利発行には該当しないと考えている旨が述べられております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

別件新株式の発行による株式数10,388株及び本新株予約権の目的である株式の総数20,040株を合わせた30,428株に係る割当議決権数は30,428個となり、当社の総議決権数115,489個(平成26年2月28日現在)に占める割合が約26.35%(別件新株式発行分:約8.99%、本新株予約権行使分:約17.35%)となります。したがって、支配株主の異動はないものの、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
Oakキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10番 24号	5,160 (注)2	4.47% (注)2	35,588 (注)2	24.39% (注)2
村田 利文	札幌市中央区	6,704 (注)3	5.80% (注)3	6,704 (注)3	4.59% (注)3
NTTインベストメント・ パートナーズファンド投資 事業組合	東京都港区赤坂1丁目12- 32 アーク森ビル31階	5,730	4.96%	5,730	3.93%
長屋 正宏	大阪府吹田市	3,607	3.12%	3,607	2.47%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2番10号	1,365	1.18%	1,365	0.94%
井原 康晴	広島県呉市	1,014	0.88%	1,014	0.69%
竇門 行雄	三重県伊勢市	1,000	0.87%	1,000	0.69%
株式会社長屋商会	大阪府茨木市西中条町3番 301号	917	0.79%	917	0.63%
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2丁目 4-1 麹町大通りビル13階	867	0.75%	867	0.59%
佐々木 誠	岩手県奥州市	842	0.73%	842	0.58%
計	-	27,206	23.56%	57,634	39.50%

- (注)1. 平成25年9月30日現在の株主名簿を基準として、平成26年2月28日現在の発行済株式総数(115,489株)並びに別件新株式の発行及び本新株予約権の権利行使を勘案して記載をしております。
2. Oakキャピタル株式会社が平成26年1月10日付で提出した変更報告書に記載の保有株券の数に基づき、記載しております。
3. 村田利文氏が平成25年12月16日付で提出した変更報告書に記載の保有株券の数に基づき記載しております。
4. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年2月28日現在の総議決権数に、別件新株式の割当株式数10,388株及び本新株予約権の目的である株式の総数20,040株を合わせた30,428株に係る議決権30,428個を加えて算定しております。
5. 割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、別件新株式及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の確認書を受領しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

- (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

前記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、平成25年5月10日付で策定した「中期経営計画」の進捗状況から、特にサービス事業におけるクラウド型インターネットサービス分野及び統合型付加価値サービス分野の双方において、当社が持つ技術的な優位性を背景に、事業開発及び研究開発の両面から今まで以上に加速的に、また事業規模を拡大して推進させることが必要であると判断しております。

これらの事業開発及び研究開発につきましては、収益化するまでに一定の先行投資が生じるため、資金調達を行うことといたしました。

これら成長する事業領域において資金調達を行う必要があるところ、先行投資という資金使途の性質や資金調達コストの優位性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による調達手段の中でも、公募増資、株主割当での発行という選択肢もありましたが、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が集まるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられること及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる第三者割当による資金調達が最善であると判断したことによるものであります。また、新株式の発行と新

株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、新株式の発行により当社の当面の資金需要に対処するとともに、新株予約権の発行により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。また、新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点でも優位性があると判断しております。

別件新株式の発行に加えて本新株予約権がすべて行使された場合、当社株式が別件新株式及び本新株予約権の発行前の発行済株式総数に対して約26.35%（別件新株式発行分：約8.99%、本新株予約権行使分：約17.35%）希薄化することとなり、大規模な第三者割当に該当しますが、大規模な第三者割当をこの時期に行う主な理由は、次の各号に示す事項を総合的に勘案したためであります。

当社の中期経営計画の進捗状況及び今後の着実な遂行に鑑みると、サービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野での事業開発・研究開発の拡充が喫緊の課題であり、これらの実施に係る投資資金の確保が必要不可欠であること

同様に当該中期経営計画の遂行に鑑みると、更なる増収施策が必要であり、サービス事業領域における統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発を進展させ、段階的に進めることができるように、これらの実施に係る投資資金の確保の準備が必要不可欠であること

当社の財政状態に鑑みると、現状の手元資金では前記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した事業開発・研究開発を実施するには十分ではなく、投資資金を外部から調達する必要性があり、その中でも第三者割当による資金調達が最善であると判断されること

(参考)平成25年12月31日現在の現金及び預金の額：400,385千円

必要資金を調達するために大規模な第三者割当が必要となり、一時的には既存株主の皆様の株式価値の希薄化という影響は避けられないものの、資金調達により事業成長を図り、当社の中長期的な企業価値を向上させることが、ひいては既存株主の皆様の株式価値の向上につながるものと判断されること

また、割当予定先の別件新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式の保有方針は純投資であり、保有する株式を売却することが前提となっているものの、割当予定先が当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針であることから、流通市場への影響は軽微であると判断しております。なお、当社株式の直前1年間の1日当たりの平均出来高1,781株に対して、別件新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式数30,428株を本新株予約権の行使期間2年間で均等に株式を売却していくと仮定した場合、1日当たりの売却株式数は約62株となり、上記、当社株式の1年間の1日当たりの平均出来高の3.48%となります。

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

前記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、平成25年5月10日付で策定した「中期経営計画」の進捗状況から、特にサービス事業におけるクラウド型インターネットサービス分野及び統合型付加価値サービス分野の双方において、当社が持つ技術的な優位性を背景に、事業開発及び研究開発の両面から今まで以上に加速的に、また事業規模を拡大して推進させることが必要であると判断しました。

次に、これらの事業開発及び研究開発は収益化するまでに一定の先行投資が生じるため、資金調達を行うこととし、先行投資という資金使途の性質や資金調達コストの優位性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による調達手段の中でも、公募増資、株主割当での発行という選択肢もありましたが、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が集まるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられること及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる第三者割当による資金調達が最善であると判断いたしました。なお、新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、新株式の発行により当社の当面の資金需要に対処するとともに、新株予約権の発行により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。また、新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点でも優位性があると判断しております。

別件新株式の発行による株式数10,388株及び本新株予約権の目的である株式の総数20,040株を合わせた30,428株に係る割当議決権数は30,428個となり、当社の総議決権数115,489個（平成26年2月28日現在）に占める割合が約26.35%（別件新株式発行分：約8.99%、本新株予約権行使分：約17.35%）となります。したがって、支配株主の異動はないものの、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

しかしながら、「第3 第三者割当の場合の特記事項 6 大規模な第三者割当の必要性 (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容」において記載した大規模な第三者割当をこの時期に行う主な理由により、今回の資金調達により事業成長を図り、当社の中長期的な企業価値を向上させることが、ひいては既存株主の皆様の株主価値の向上につながるものと判断し、別件新株式及び本新株予約権の発行による総額約5億円の資金調達を行うことを決定いたしました。

さらに、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に規定される経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見を求めるため、平成26年3月3日開催の当社取締役会に社外監査役3名(塙幸久氏、高木勇三氏、坂上辰雄氏)に出席してもらい、今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、同取締役会の中で、「次の各号に示す事項を総合的に勘案した結果、今回の別件新株式及び本新株予約権の募集規模が合理的であり、その必要性及び相当性は認められると判断する。」旨の意見を得ております。

平成25年7月23日付で発行した第三者割当による新株式及び第7回新株予約権による資金調達を実施し、一部資金使途変更を実施している状況の中、当社の中期経営計画の進捗状況及び今後の着実な遂行に鑑みると、サービス事業領域における新たな事業開発及び研究開発の実施に係る投資資金の確保を資金調達の目的及び理由とする別件新株式及び本新株予約権の発行は、特段不合理とは判断されないこと

別件新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の使途及び支出予定時期に特段の問題はなく、調達金額との合理性も認められること

当社の財政状態に鑑みると、現状の手元資金では現在計画中の事業開発及び研究開発を進めることはできず、投資資金を外部から調達する必要があること

資金調達方法は、公募増資及び株主割当等のその他の調達手段と比較検討した上で決定しており、別件新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を選択した判断に特に不合理な点は認められないこと

別件新株式の発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠しており、有利発行には該当しないと考えられること

本新株予約権の発行価額は第三者機関が算定した結果に基づき決定していること及び行使価額を含む発行条件並びに算定方法について不合理な点はなく適正であると認められることから、同じく有利発行には該当しないと考えられること

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第16期事業年度)に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」及び「第四部 組込情報」の四半期報告書(第17期第3四半期)に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書及び当該四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)の提出日以降本有価証券届出書提出日(平成26年3月3日)までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の変更箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成26年3月3日)現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成26年3月3日)現在において当社が判断したものであります。

[事業等のリスク]

～ 略

既存株主の議決権の希薄化に関わるリスク

平成26年3月3日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式及び第8回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。新株式の割当株式数10,388株及び第8回新株予約権の目的である株式の総数20,040株を合わせた30,428株に係る議決権数は30,428個であります。

当社の総議決権数は115,489個(平成26年2月28日現在)であり、新株式の発行に加えて、第8回新株予約権が全て行使された場合には、同社の保有する議決権数の総議決権数に占める割合は最大約24.39%となり、既存株主の議決権の希薄化につながるようになります。

しかしながら、当社の将来の発展を目的とする、事業開発・研究開発資金に充当することにより業績向上が図れることなどから、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、新株式並びに新株予約権の発行数量及びこれによる議決権の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断しております。

大株主の変動による経営への影響について

平成26年3月3日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式及び第8回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。新株式の割当株式数10,388株及び第8回新株予約権の目的である株式の総数20,040株を合わせた30,428株に係る議決権数は30,428個であります。

当社の総議決権数は115,489個(平成26年2月28日現在)であり、新株式の発行に加えて、第8回新株予約権が全て行使された場合には、同社は、当社の総議決権数の最大約24.39%を占める大株主となります。しかしながら、同社より、新株式及び新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の確認書を受領しております。

資金調達に関わるリスク

平成26年3月3日開催の当社取締役会において、事業開発・研究開発資金の確保を目的として、同社を割当予定先とする第三者割当による新株式及び第8回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。新株予約権については、その性質上、行使価額が市場株価を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり得、そのような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があります。その場合には、事業開発・研究開発計画の見直しを行うとともに、別途資金調達の検討を進める必要があります。

略

2. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第16期事業年度)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成26年3月3日)までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成25年7月23日 (注)1	8,327	100,329	50,003	2,842,483	50,003	2,624,643
平成25年12月3日～ 平成26年2月4日 (注)2	15,160	115,489	101,778	2,944,261	101,778	2,726,421

(注)1. 有償第三者割当

発行価格 12,010円

資本組入額 6,005円

割当先 Oakキャピタル株式会社

2. 新株予約権の行使による増加であります。

3. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第16期事業年度)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成26年3月3日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

[平成25年6月27日提出臨時報告書]

1. 提出理由

平成25年6月24日開催の当社第16回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役として佐藤和紀、佐藤健太郎、安田浩の3氏を選任する。なお、安田浩氏は社外取締役候補者である。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として坂上辰雄氏を選任する。なお、同氏は社外監査役候補者である。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠の社外監査役として太田諭哉氏を選任する。なお、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができる。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	出席議決権 数(個)	賛成率 (%)	可決要件	決議の結果
第1号議案							
佐藤 和紀	30,758	2,299	-	35,124	87.57	(注) 1	可決
佐藤 健太郎	30,764	2,293	-	35,124	87.59	(注) 1	可決
安田 浩	30,772	2,285	-	35,124	87.61	(注) 1	可決
第2号議案							
坂上 辰雄	31,051	2,068	-	35,186	88.25	(注) 1	可決
第3号議案							
太田 諭哉	31,156	1,965	-	35,188	88.54	(注) 1	可決

(注) 1. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権(92,002個)の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 出席議決権数は、平成25年6月21日午後6時までの議決権行使書(インターネットによる行使を含む)による事前行使の議決権の数及び当日出席した株主の議決権の数の合計であります。

3. 賛成率の計算方法は、出席議決権数に対して、賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

平成25年6月21日午後6時までの議決権行使書(インターネットによる行使を含む)による事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から議案の賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月25日 北海道財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第17期第3四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月14日 北海道財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月13日

株式会社ソフトフロント

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 大 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋原 泰貴 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第17期事業年度の第3四半期会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソフトフロントの平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月24日

株式会社ソフトフロント

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 大 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳴原 泰貴 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトフロントの平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソフトフロントの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ソフトフロントが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。